

# あいち観光セミナー&商談交流会（首都圏）開催事業 委託先募集要領

## 1 事業の趣旨

旅行業者、サービス手配事業者等が多く集積する首都圏において、BtoB 向けの商談交流会等を行い、本県の観光地としての魅力を首都圏事業者へ PR し当地域の旅行商品造成を働きかけることで、本県への誘客促進を図る。

## 2 事業の内容

「あいち観光セミナー&商談交流会（首都圏）開催事業業務委託仕様書」のとおり。

## 3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

ア 大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」一細分類「01. 広告企画・代行」

小分類「03. 催事」一細分類「01. イベント企画」

イ 大分類「03. 役務の提供等」

中分類「13. 旅行業」

小分類「01. 旅行」

## 4 応募期間

2026 年 2 月 20 日（金）から 3 月 13 日（金）まで

## 5 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

- (2) 委託金額限度額

13,282,775 円以内（消費税及び地方消費税込み）

- (3) 契約期間

契約締結日から 2026 年 12 月 18 日（金）まで

(4) 委託費の支払条件

原則精算払い

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 6 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式1、仕様書に示した項目を明記すること）

(イ) 見積書（様式2又は任意様式）

※「愛知県知事」宛てとしたもの

※経費内訳を添付又は見積書内に明記すること

※見積額は税抜き価格とすること

(ウ) 会社の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 過去に実施した類似業務の成果物

(オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

イ 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

※（オ）については正本1部のみで可とする。

((エ)についても冊子・DVDなどはその形態によって1部のみで可とする)

ウ 提出期限

2026年3月13日（金）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る）又は持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 1階東

愛知県観光コンベンション局観光振興課観光産業グループ

担当 飯田・種村

電話 052-954-6854

ファックス 052-973-3584

(2) 応募に関する質問

ア 本業務に関する質問は、2026年2月27日（金）午後5時までの間、電子メールにて受け付けることとする。

イ 本文中に質問内容を記載し、《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに電子メールを送信すること。

ウ メールの件名は、「あいち観光セミナー&商談交流会（首都圏）開催事業業務委託仕様書について」とすること。

エ 受け付けた質問に対する回答は、回答できないものを除き 2026 年 3 月 4 日（水）までに県の Web サイトに掲載する。

### （3）その他

- ア 会場利用料、会場手配備品費の積算額については、応募資格を有する本企画提案参加意向者に対し個別に通知する。そのため、応募資格を有する本企画提案参加意向者は、応募期間中に《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに積算基準を通知されたい旨、電子メールを送信すること。メールの件名は（2）ウと同様とすること。
- イ 提出書類は A4 版で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない）
- ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- オ 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- カ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- キ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

## 7 選定事業者数

1 者

## 8 提案の審査・委託先の選定等

### （1）審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別途設置する企画審査委員会において以下のとおり書面審査を行う。

なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

ア 日時（予定）

2026 年 3 月中旬

イ 方法

提出された企画提案書を基に書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問合せには応じない。

### （2）審査基準

企画審査委員会においては、以下の観点から企画提案を総合的に評価するほか、社会的価値の実現に資する取組状況を評価する。

ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績等について

- ・組織体制、役割分担は適切か。再委託を行う場合は、再委託先と業務内容が明示されているか。円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。
- ・会社（再委託先を含む）や担当者は、類似事業の実績が豊富で十分な経験やノウハウを有しているか。

## イ 業務内容等について

### (ア) 全体

- ・本事業全体の基本方針（企画の基本方針・ポイント、全体スケジュール等）は明確かつ適切か。仕様書に記載された項目・内容が具体的に提案されているか。
- ・会場利用や会場との関係等、実績があるか。また、会場との調整や精算業務、その他手配業務を円滑に行える体制を有しているか。

### (イ) 観光セミナーに係る調整及び実施

- ・観光関連有識者選定候補者リストは、人物の写真、経歴、講演可能な内容等、分かりやすく提案されており、本事業の目的に沿っているか。また、提案は現実的に手配可能なものになっているか。
- ・円滑な運営となるようなシナリオや人員配置となっているか。

### (ウ) 商談会に係る調整及び実施

- ・バイヤー（旅行会社、サービス手配事業者、MICE 事業者、観光系メディア等）候補者リストは30者・団体以上明記されており、また、現実的に30者・団体以上参加させるための工夫や体制があるか。
- ・セラー（県内観光関連事業者等）紹介資料の内容要旨が提案されており、その資料はバイヤーが情報整理する上で有効なものとなっているか。
- ・マッチングリスト作成における工夫があり、商談会の形式・内容は、円滑な運営かつ効果的な提案となっているか。
- ・商談会進行について参加者が容易に理解できる仕掛けや工夫がされているか。

### (エ) 交流・名刺交換会に係る調整及び実施

- ・参加者同士の交流が行えるような形式・内容になっているか。
- ・愛知県をPRできる県の飲食物の提案がなされ、現実に手配可能なものになっているか。

### (オ) アンケートの実施

- ・アンケートの回収方法は適切か。また回収率を高める工夫がされているか。

## ウ 付加提案、見積経費について

- ・その他の独自性、独創的なアイデアや付加事業提案があるか。
- ・経費見積項目や見積額は適切か。

### (3) 選定

企画審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

### (4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

### (5) 契約

選定した契約先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

### (6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

## (7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることがある。

## 9 スケジュール（予定）

2026年2月20日（金）	募集及び質問受付開始
2月27日（金）	質問受付締切（午後5時）
3月4日（水）	質問回答の公開
3月13日（金）	企画提案提出期限（午後5時）
3月中旬	企画審査委員会（予定）
4月1日（水）	契約の締結

## 10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利を愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出した版下の使用権は愛知県に帰属し、今後、PR用物品等に自由に使用できるものとする。
- (5) 本業務は、令和8年2月定例県議会における議決及び予算の成立を条件とし、予算の成立がなされない場合、本業務委託は実施しないものとする。
- (6) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。